

## 国立大学法人和歌山大学公正入札調査委員会要項

制 定 平成 7 年 1 0 月 2 7 日

法人和歌山大学規程 第 6 9 8 号

最終改正 平成 2 8 年 3 月 2 5 日

## (目的及び設置)

第 1 条 国立大学法人和歌山大学における建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。）の請負、物品の購入及び製造、財産の売買、役務の提供並びに物件の借入及び貸付に係る入札の適正を期すとともに、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (会議)

第 2 条 委員会は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合若しくは教職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合又は新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合には、必要に応じて会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書面での合議をもって会議に替えることができる。

## (審議事項)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項を審議、決定するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報及び関係機関への通知
- (2) 入札談合情報の内容調査及び事情聴取の実施
- (3) 入札の延期
- (4) 入札談合情報に対する的確な対応
- (5) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

## (組織)

第 4 条 委員会の構成は、次の表の左欄に掲げる契約案件の区分に応じて、右欄に掲げる委員をもって組織する。

契約案件の区分	委 員
建設工事請負等施設整備課が所掌する契約	契約担当役
	事務局長
	施設整備課長
	施設整備課副課長
	財務課長
物品の購入及び製造、財産の売買等財務課が所掌する契約	契約担当役
	事務局長
	財務課長
	財務課副課長（財務室長）
	財務課副課長（契約室長）
	入札談合に関する情報等に係る調達を所掌する課長

2 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴

## 公正入札調査委員会要項

くことができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、契約担当役をもつて充てる。ただし、必要に応じて委員長代理を置くことができる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(報告)

第6条 委員会は、第3条に基づく審議、決定の後は、直ちに、審議の経過及び決定内容を学長及び監事に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、第4条第1項表中の契約案件の区分欄により、建設工事請負等施設整備課が所掌する契約にあつては施設整備課において、物品の購入及び製造、財産の売買等財務課が所掌する契約にあつては財務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定めるものとする。

附 則

この要項は、平成19年11月20日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1288号)

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1795号)

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。